

幕別町消費者被害防止 ネットワークニュース 第41号



【後払い】	【即時払い】	【前払い】
クレジットカード	デビットカード	プリペイドカード
後日引き落とし	支払いと同時に引き落とし	事前にチャージ



種類は？
キャッシュレス決済はいろいろな種類があるように感じますが、支払うタイミングによって、前払い、即時払い、後払いの3種類に分けられます。利用時にはカードやスマートフォンを用いますが、スマートフォンを使った決済には、読み取り機にタッチするタッチ型とQRコードやバーコードを読み取らせるコード型があります。

キャッシュレス決済とは？
現金を使わずに買い物ができるキャッシュレス決済は、最近、様々な手段が次々に登場し、導入する店舗も急増しています。今回はその利点や注意点などを解説します。

利点は？
キャッシュレス決済の利点はその利便性です。レジでスムーズな会計ができますし、ATMで現金をおろす機会が減らせます。また、個人間送金が可能なものもあります。そして何よりポイントが貯まり、お得に買い物をする事ができるものが多いです。

注意点は？
会計時に現金は使いませんが、金銭のやりとりは発生していますので適切な管理が必要です。また、紛失・盗難時の連絡先は必ず確認しておきましょう。その他、災害時には利用できないことも考えられますので、多少の現金を手元に用意しておくことも大切です。

キャッシュレス決済は、今後ますます普及するものと思われる。特徴を理解して賢く利用しましょう。



相談事例紹介 ナニ、このハガキ「民事訴訟?」「差し押さえ?」

文面の特徴

- ・タイトルに「訴訟」「最終告知」などの言葉を使ってあせらせる。
- ・本文に「差し押さえ」「強制」「執行」などの言葉であせらせ、本人が連絡するよう仕向ける。
- ・取下げ期日は猶予期間を短く設定し、あせらせる。
- ・差出人は国の機関であるかのような名称を用いているが、実在しない団体名を使用。

身に覚えのない請求は、絶対に相手に連絡しないでください。不安を感じたり、困った場合には消費生活センターや警察に相談しましょう。

町内では、今年4～6月に10件の相談があり、再び増加傾向にあります。更にハガキだけではなく同様の文面を封書で配達するケースも発生しています。

今月の相談

「民事訴訟最終通告書」というタイトルのハガキが届いた。「取下げ期日を経て民事裁判が開始される」「給料や不動産等の差し押さえが強制執行される」などと書かれていて不安だ。どうすればよいか。

このハガキが届いても、絶対に相手に連絡せず、支払わずに無視するようお願いしました。

これは架空請求(ウソの請求)と呼ばれる詐欺の手口です。犯人は不安をあおった上で連絡させるのが最初の目的です。一般的には、①連絡してきた人には、巧みな口車に乗せて解決費用などを要求。②代金としてコンビニで「電子マネー」などを購入させる。③裏面に書かれた番号を報告させる。④即座に換金するようです。最初の要求額は数万～数十万円と少ないですが、繰返し要求され最終的には数百～数千円の被害になるケースもあります。

☎幕別町消費生活センター(☎55-5800)

地区	相談受付	場所
幕別	火曜・木曜	幕別町役場 1階相談室
札内	月曜～金曜	札内コミュニティプラザ 消費生活センター
忠類	第2・4水曜	忠類コミュニティセンター
	午前9時～午後4時 (札内:第1・3・5水曜は午後7時まで)	



わかっちゃいるけど!? 花火による事故を 防ぎましょう

事例 1

自宅で兄弟3人で花火をしていた。手持ち花火が終わって下に落ちていたのを触ってしまい、右手をやけどした。
(当事者: 1歳 男児)

事例 2

キャンプで花火をしていた。他の子どもが花火を振り回していて、それが左手に飛んできた。すぐに洗って、冷やしたが、左手の甲をやけどした。
(当事者: 7歳 女児)



©Kurosaki Gen

ひとことアドバイス

- 夏の花火は楽しいものですが、例年、子どものやけど事故が起きています。
- 花火は火薬や火を使うものです。花火をする際は子どもだけで遊ばせず、保護者など大人が必ず付き添いましょう。
- 子どもの行動をよく見て、花火を振り回したり、人に向けたりするなどの危険な行為はやめさせましょう。
- サンドルなどの肌の露出が多い靴、火が移りやすい素材や形の服を避けることも大切です。
- 本体やパッケージなどに記載されている注意事項を必ず守りましょう。

さぼーとくん

